

各種申告の受付が

始まります



所得税の還付

申告の受付開始

平成28年分の還付申告の受付が始まります。1月31日から本庁舎税務財政課窓口及び洞爺総合支所窓口で随時受付を開始します。

申告書は「確定申告の手引き」などを参考に、ご自分で作成し、提出してください。申

告書は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で簡単に作成することができ、送付または電子申告（e-Tax）により提出できます。詳しくは、室蘭税務署（☎



0143-22-4151）または役場税務財政課（☎74

3003）へ問合せください。◆毎年スムーズな申告受付ができるよう心がけ、町民の皆さんにご理解をいただいているところですが、1月31日（火）

以前は、申告の受付体制がシステム構築の関係などで整っていないことから、お急ぎの場合は、大変お手数ですが、直接税務署へ行っていただくなどの対応をお願いします。

償却資産の申告を忘れていませんか？

申告は

1月31日（火）まで

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用の資産（構築物、機械、器具、備品など）のことをいい、所得税法、法人税法で減価償却費として必要経費又は損金に算入されるものです。

償却資産の申告をするときには、法人事業所は固定資産台帳や法人申告書を、個人事業者は所得税確定申告書の減価償却明細書や固定資産の管理帳簿などをもとに行ってください。

確定申告書の減価償却明細書に、控除される経費として事業用資産の申告がなされていても、償却資産申告書にはその資産の記載が漏れているといったことのないよう、必ず確認のうえ適正な申告をお願いします。



家を取壊した方は家屋の滅失届を

届出は

1月31日（火）まで

固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。未登記の家屋を取壊した方で、まだ家屋の滅失届をされていない方は、1月31日（火）までに税務財政課へ家屋滅失

届を提出してください。なお、登記されている家屋については、札幌法務局室蘭支局へ建物滅失登記申請書を提出し、滅失の手続きを行ってください。



確定申告の相談と申告書の相談

確定申告は、役場本庁舎税務財政課窓口と洞爺総合支所で受付と相談を行います。期間は次のとおり。

2月16日（木）
～
3月15日（水）

洞爺湖温泉支所 申告相談日

■日 時 3月3日（金）

午前の部 10時から12時

午後の部 14時から16時

■場 所 洞爺湖温泉支所会議室